

令和元年第6回 三種町選挙管理委員会会議録

- 1 開催日時 令和元年7月3日(水) 午前9時
- 2 開催場所 三種町農政庁舎 会議室
- 3 出席委員 嶋田 仁、田村 明、川田 耕司、加賀谷 得子
- 4 欠席者 なし
- 5 事務局 書記長 石井 靖紀  
書記 石井 忍、見上 豪紀、畠山 範之
- 6 付議された案件は、次のとおりである。
  - (1) 議案第40号 選挙人名簿に登録することについて(選挙時)
  - (2) 議案第41号 選挙人名簿から抹消することについて(選挙時)
  - (3) 報告第12号 登録の移替えをした者について(選挙時)
  - (4) 報告第13号 選挙権を有する者の50分の1の数について  
(選挙時)
  - (5) 報告第14号 選挙権を有する者の3分の1の数について(選挙時)
  - (6) 議案第42号 投票管理者及びその職務代理者の選任について  
(参院選)
  - (7) 議案第43号 投票立会人の選任について(参院選)
  - (8) 議案第44号 委員長専決事項の指定について(参院選)

午前9時00分開会

石井書記長 お疲れ様でございます。只今から令和元年第6回三種町選挙管理委員会を開会致します。

さっそくではございますが、委員長より御挨拶と引き続き進行方もよろしくお願い致します。

嶋田委員長 改めまして、おはようございます。雨の影響ですが、こちらの方は大したことないようですが、南の方は大変なようでこれからも続くようです。まだ梅雨が明けたわけでないので、こちらの方も注意が必要な状況です。いよいよ明日参議院選挙の公示となりますが、どうか間違いのないように、事務執行をよろしく願いします。それでは早速案件に入りたいと思います。

本日の会議録署名委員の指名ということで、加賀谷委員と田村

委員にお願い致します。

それでは、案件に入ります。

「議案第40号選挙人名簿に登録することについて」。事務局より説明をお願い致します。

畠山書記

議案第40号「選挙人名簿に登録することについて」。

公職選挙法第22条第3項の規定により、別紙の者を令和元年7月3日付けで選挙人名簿に登録する。

説明致します。

まず、「1」の新有権者登録については、令和元年7月21日までに満18歳に達する方で、生年月日では平成13年6月3日から平成13年7月22日までの方が対象となります。人数は、男13人、女5人、計18人となります。

次に、「2」の転入登録については、平成31年4月3日以前より引き続き三種町に居住され3ヶ月を経過された方が対象となります。転入日では、平成31年3月2日から平成31年4月3日までに転入した方で、人数は、男17人、女16人、計33人となります。

よって、本日の登録者総数は、男30人、女21人、合計51人となります。

対象者につきまして、別冊の名簿をご覧ください。

新有権者登録につきましては、1頁に、転入登録につきましては、2頁に記載しております。

議案第40号の説明は、以上です。

嶋田委員長

はい。それでは名簿を確認の上、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いします。

(各委員、暫時資料を確認)

嶋田委員長

皆さん、何かございませんか。

(「特にありません。」の声有り。)

嶋田委員長

無いようでございますが、議案第40号を原案どおり決定してよろしいでしょうか。

(「意義ありません。」の声有り。)

嶋田委員長

ご異議無いようですので、議案第40号を原案どおり決定することと致します。

嶋田委員長

次に、議案第41号「選挙人名簿から抹消することについて」。事務局より説明の方お願いします。

畠山書記

はい。議案第41号「選挙人名簿から抹消することについて」。公職選挙法第28条の規定により、別紙の者を令和元年7月3日付けで選挙人名簿から抹消する。

説明致します。

まず、「1」の死亡抹消者につきましては、死亡の届出が令和元年6月1日から令和元年7月2日までの方が対象で、男19人、女16人、計35人となります。

次に、「2」の転出抹消者につきましては、今回は、平成31年3月2日以前に三種町から転出され4カ月経過された方が対象となります。転出日の範囲は、平成31年2月1日から平成31年3月2日までとなります。人数は、男11人、女13人、計24人となります。

よって、本日の抹消者総数は、男30人、女29人、合計59人となっております。

対象につきまして、死亡抹消は別冊名簿の3頁、転出抹消は4頁に記載しております。

死亡抹消のNo.1の方ですが、死亡年月日が5月30日となっております。こちらの方につきましては、6月4日に届け出がされたため今回の抹消の対象となります。また、転出抹消のNo.11の方ですが、住民でなくなった年月日が平成30年8月23日となっております。この方につきましては、令和元年6月12日に転出を届け出ており、実際の異動日が平成30年8月23日であったため、今回の抹消となります。以上で、議案第41号の説明を終わります。

嶋田委員長

はい。それでは、名簿を確認いただきながら、ご意見等ございましたらお願いします。

(各委員、暫時資料を確認)

加賀谷委員

ちょっといいですか、死亡のNo.33の方ですが、死亡日が7月1日の死亡だと思うのですが6月30日となっております。

畠山書記

確認いたします。

畠山書記

資料の訂正をさせていただきます。No.33の方ですけれども、死亡年月日を7月1日に訂正いただきますようお願いします。

6月20日以降の死亡抹消者の名簿は、住基システムの情報を手

入力しております。その入力の際で誤りがありました。申し訳  
ありません。

嶋田委員長 他はよろしいですか。

川田委員 死亡年月日の訂正ということですが、このままでいいのですか。

見上委員 住基で死亡年月日が7月1日であったことを確認しましたので、  
今回抹消されることに変わりありません。

川田委員 わかりました。

嶋田委員長 他に、何かございませんか。

(「特にありません。」の声有り。)

嶋田委員長 それでは、議案第41号を原案どおり決定してよろしいでしょ  
うか。

(「異議ありません。」の声有り。)

嶋田委員長 ご異議無いようですので、議案第41号を原案どおり決定致し  
ます。

続きまして、報告第12号「登録の移替えをした者について」。  
説明をお願いします。

畠山書記 はい。報告第12号「登録の移替えをした者について」。

令和元年7月3日付けの定時登録に係る登録の移替えをした者  
は、別紙のとおりである。

令和元年6月1日から令和元年6月20日までの町内転居によ  
り投票区の移替えをした者は

男0人、女1人、合計1人となります。

別冊名簿の5頁に対象者を掲載しております。

説明は、以上です。

嶋田委員長 はい。それでは、名簿をご確認いただきまして、ご意見、ご質  
問等ございましたらご発言願います。

(各委員、暫時資料を確認)

(「特にありません。」の声有り)

嶋田委員長 それでは、特に無いようですので、報告第12号を原案どおり  
承認したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議ありません。」の声有り。)

嶋田委員長 ご異議無いようですので、報告第12号を原案どおり承認致し  
ます。

続きまして、報告第13号と報告第14号につきましては、関連性がございますので、一括上程と致します。

報告第13号「選挙権を有する者の50分の1の数について」、報告第14号「選挙権を有する者の3分の1の数について」、説明の方お願い致します。

畠山書記

はい。報告第13号「選挙権を有する者の50分の1の数について」。

地方自治法第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数は298である。

これにつきましては、下に記載の直接請求の必要署名数となっております。この数の算定については4頁に選挙人名簿登録者数の増減表を載せておりますのでそちらをご覧ください。

今回選挙時登録の抹消者数が53人、登録者数が51人、差引きしました今回の名簿登録者数が男6,900人、女7,992人、合計で14,892人となり、選挙時登録から8人の減となっております。この14,892人の50分の1の数が298となります。

続きまして、報告第14号「選挙権を有する者の3分の1の数について」。

地方自治法第76条第1項、第80条第1項及び第81条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は4,964である。

これにつきましても、下に記載の直接請求に関する数で、今回の選挙人名簿登録者数14,892の3分の1ですので4,964となります。

以上で、報告第13号と第14号の説明を終わります。

嶋田委員長

只今の説明につきまして、ご質問、ご意見等ございましたら、お願い致します。

(「ありません。」の声有り。)

嶋田委員長

はい。ご質問等無いとのことですが、報告第13号、第14号を原案どおり承認してよろしいでしょうか。

(「異議ありません。」の声有り。)

嶋田委員長

ご異議無いとのことですので、報告第13号、第14号を原案どおり承認することと致します。

それでは、議案第42号の説明をお願いします。

畠山書記 はい。議案第42号「投票管理者及びその職務代理者の選任について」。

令和元年7月21日執行の参議院議員通常選挙における各投票区の投票管理者及びその職務を代理すべき者を別紙のとおり選任する。

今回選任する投票管理者とその職務代理者につきましては、8頁と9頁に名簿を載せておりますが、前回の県議選を基に人選を行っております。

また、職務代理者については、町職員の中から選任しております。

説明については以上です。

嶋田委員長 はい。名簿のとおりということで、投票管理者については、変わりありませんか。

加賀谷委員 鯉川投票区で変わってますね。

畠山書記 はい、それ以外は変わりありません。

嶋田委員長 特に無いようですので、議案第42号を原案どおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議ありません。」の声有り。)

嶋田委員長 ご異議無いようですので、議案第42号を原案どおり決定と致します。

続きまして、議案第43号「投票立会人の選任について」。説明の方お願い致します。

畠山書記 はい。議案第43号「投票立会人の選任について」。

令和元年7月21日執行の参議院議員通常選挙における各投票区の投票立会人を別紙のとおり選任する。

11頁をお開きください。

投票立会人につきましては、選挙権を有する方の中から、2人～5人までを選任することとされています。

投票立会人については、毎回2人ずつ選任しておりますので、

今回もご覧の名簿のとおり2人ずつ選任したいというものです。  
説明については以上です。

嶋田委員長 はい。それでは名簿等ご確認の上、お気づきの点などありましたらお願いします。  
何かご質問ありませんか。  
（「ありません。」の声有り。）  
特に無いようですので、議案第43号を原案どおり決定してよろしいでしょうか。  
（「異議ありません。」の声有り。）

嶋田委員長 ご異議無いようですので、議案第43号を原案どおり決定と致します。  
続きまして、議案第44号「委員長専決事件の指定について」。  
説明の方お願い致します。

嶋山書記 はい。議案第44号「委員長専決事件の指定について」。  
三種町選挙管理委員会規程第13条第1項の規定に基づき、次の事項を三種町選挙管理委員会委員長の専決事件に指定する。  
委員長専決指定事項  
令和元年7月21日執行の参議院議員通常選挙における投票管理者及びその職務代理者、投票立会人（補充選任を除く。）、期日前投票管理者及びその職務代理者並びに期日前投票立会人（補充選任を除く。）の選任の変更内容について説明します。  
こちらにつきましては、従事される当日、時間になっても到着されないといった場合を除き、当日前までに都合により従事できないことが分かった場合に委員長の専決事項として処理させていただきたいというものです。  
説明は以上です。

嶋田委員長 只今の説明について、ご質問等ありましたらお願い致します。  
（「特にありません。」の声有り。）

嶋田委員長 ご異議等無いようですが、本案を原案どおり決定することにご異議ありませんか。  
（「異議ありません。」の声有り。）

嶋田委員長 ご異議無いようですので、本案は原案どおり決定と致します。

嶋田委員長 本日の議案審議は以上です。

嶋田委員長 それでは、その他について事務局からお願いします。

畠山書記 はい。それでは、13頁の方で、今後の日程についてご説明致します。

(以下、資料に基づき説明。)

嶋田委員長 委員の皆さんから、他に何かございませんか。

(「ありません。」の声有り。)

嶋田委員長 それでは、これで本日の委員会を終了致します。

午後9時29分閉会

会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためにここに署名する。

委員長 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_